



口頭弁論を前に東京地裁前で「神宮外苑再開発は見直しを」とアピールする原告ら＝5日、東京都千代田区

外苑再開発は市民不在

取り消し訴訟 住民側が主張

多数の樹木を伐採する明治神宮外苑再開発（東京都新宿区・港区）で都が施行認可したのは違法だとして、周辺住民ら160人が認可取り消しを求めた訴訟の第3回口頭弁論が5日、東京地裁（岡田幸人裁判長）で行われました。

被告の都側は陳述で、都市計画公園の一部を都市計画公園区域から外す「公園まちづくりの制度」や、容積率などの規制緩和で超高層ビル建設を可能にする「再開発等促進区」を適用し再開発を進めていることについて、「手続きに瑕疵（かし）はない」と主張。再開発の撤回や環境影響評価手続きのやり直しを求めたユネスコ（国連教育科学文化機関）諮問組織イコモス

の遺産危機警告、国際影響評価学会（IAAI）日本支部の勧告について「独自の見解。何ら拘束力はない」と開き直りました。弁論後、記者会見したロッシェル・カップ原告団長は「葛西臨海公園や日比谷公園の再整備でも、事業者と自治体が裏で計画し、ほぼ計画が決まってから公開し、市民の反発に

『もう決まったこと』というやり方は、民主的な社会では許されない」と批判しました。報告集会ではIAAI日本支部の原科幸彦代表が講演。外苑問題国会議連の船田元代表ら議員があいさつし、日本共産党の吉良よし子参院議員も「国会質問で、独立行政法人日本スポーツ振興センターも事業者であること示し、国が責任を果たせと追及した。夏の都知事選では、緑を壊す再開発を許すのかも争点。みなさんと頑張る」と表明しました。